

第 3 1 回
会津美里町農業委員会定例総会

令和 2 年 6 月 19 日 金曜日 13 時 30 分

会津美里町役場 本庁舎 2 階 大会議室

会津美里町農業委員会

第31回 会津美里町農業委員会定例総会 会議録

1. 日時 令和2年6月19日 金曜日 13時30分～14時00分

2. 場所 会津美里町本庁舎 2階 大会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 渡部 稔	
	2番 横山 恒雄	
	3番 大越 洋一	
	4番 松本 晋平	
	5番 諏訪 栄一	
	6番 五十嵐 薫	
	7番 佐藤 孝夫	
	8番 福田 真也	
	9番 根本 光一	
	10番 福田 與作	
	11番 間船 一男	
	12番 山田 隆義	
	推進委員 根本 功	推進委員 児島 三雄 推進委員 佐藤 和人
		推進委員 船田 民一 推進委員 齋藤 仁 推進委員 神村 修一 推進委員 歌川 浩司 推進委員 山内 榮一 推進委員 平山 信雄 推進委員 國分 猛
	農業委員 12名出席／12名	
	推進委員 1名出席／10名	

4. 議事録署名人 3番 大越 洋一 6番 五十嵐 薫

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	金子 吉弘
事務局次長	立川 昇
係長	田邊 実千代
主事	廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局 長 会議の前に、ご報告いたします。本日、全ての委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告申し上げます。

事務局 長 それでは、ただ今から、第31回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長より挨拶申し上げます。

(山田会長 挨拶)

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名委員の指名をいたします。
3番 大越 洋一 委員、6番 五十嵐 薫 委員の両君を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定しました。

議 長 次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。
それでは、議事に入ります。

【農地法第3条関係】

議 長 議案第113号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。

事務局説明願います。

事務局次長 受付番号11番、譲渡人、譲受人。申請農地は、松沢字二本松37番1 畑471.00㎡でございます。申請事由でございますが、譲渡人は農業廃止のため、譲受人は相手方要望のためです。契約内容でございますが、移転時期は許可日以降、価格は無償でございます。無償の理由でございますが、譲渡人と譲受人は親戚であり、両者協議の上、決定したとのことです。権利設定移転の別は所有権移転です。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

議 長 以上で説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

議案第113号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。

原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第113号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

【農地法第5条関係】

議 長 次に議案第114号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号5番、設定人、被設定人。申請農地は、字高田道上 2836番1 外1筆 畑

813 ㎡です。権利設定の時期は許可日以降、価格は1㎡あたり 10,604 円となっております。転用目的は駐車場であります。工事着工及び完成年月日は許可日から令和2年10月31日となります。建設物の名称及び面積につきましては、駐車場 325 ㎡、通路 488 ㎡、合わせて 813 ㎡であります。なお、現地調査を実施しております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

議 長

以上で説明が終わりました。

本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。

受付番号5番については、大越 洋一 委員より報告願ひます。

大越委員

令和2年6月8日 午前10時より、現地調査を行いました。

出席者は、譲渡人の 氏の妻の 氏、譲受人の 氏、申請代理人の行政書士、施工業者の 、農業委員会からは渡部委員と私、事務局でございます。

転用目的は駐車場で、譲受人が経営する医院の来院者用の駐車場が不足しているため駐車場を拡張したいとのことです。

申請地はアスファルト舗装をし、北側と南側に L 型擁壁を設置するとのことで、土砂の流出等はないと思われます。

付近に農業用排水施設はありません。汚水排水は発生せず、雨水につきましては、U字溝を新設し、東側の既設側溝を経由して、県道側溝に接続して排水するとのことです。

周辺農地への影響については、申請地北側は 氏の畑で、南側は第三者の宅地ですが、建物が建つわけではなく、それぞれ L 型擁壁を設置するため影響はないものと思われます。

以上、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

出席委員の報告が終わりました。

それでは質疑に入ります。議案第114号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長

質疑なしと認め、採決いたします。

原案のとおり確認し意見を附すことに賛成の委員は挙手願ひます。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 114 号は原案のとおり意見を附すことに決定いたしました。

農用地利用集積計画 【所有権移転】

議 長 次に、議案第 116 号 農用地利用集積計画の意見を求める件についてを審議いたします。

初めに、所有権移転についてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 3 番、移転する者 、移転を受ける者 。移転農地は、旭寺入字袖山 39 番 外 2 筆 田 計 6,279 m²、旭寺入字袖山 73 番 畑 2,857 m²。価格は 10 アールあたり田が 500,000 円、畑が 200,000 円でございます。経営状況は記載のとおりです。

当該農地であります。田、畑ともに利用権設定を第三者としておりまして、あっせん会議の中でも委員より、現在利用権設定をして耕作している者への配慮はされるのかという質問がございました。

まず、後ほどの報告案件として上がっておりますが、氏と現在耕作している 2 名との間で、双方の合意をもって合意解約しております。そしてその後、氏と耕作者 2 名との間で、今年度中の利用権設定を行うとのことで会議の中で了解を得ております。そちらの利用権につきましては、受付番号 63 番で 氏と 氏の間で利用権設定をしております。なお、氏との利用権設定につきましては、現在処理中でありまして、来月案件としたいと考えております。

あっせん会議を実施しております。

議 長 以上で説明が終わりました。

本件については、あっせん会議を行っておりますので、出席委員より報告を求めます。受付番号 3 番について、根本功 委員より報告を求めます。

根本(功)委員 令和 2 年 5 月 27 日の午前 10 時から、本庁舎 202 会議室にて、あっせん会議を行いました。出席者は、横山委員と私、事務局次長、出し手の 氏の代理人の 氏、受け手の 氏であります。

まず、氏から、受け手としてあっせん受付簿への登載申し出がありました。さらに、氏から、相続したが、営農できないため離農したいの

で、地域の担い手に譲渡したい。ついてはあっせんをお願いしたいとあっせんの申し出があったことから、双方の条件を確認したところ、 氏については、高田地域で約 18 ヘクタールの農地経営をしており、新規就農計画の認定も受けている担い手農家でもあるので、あっせん基準も満たし、譲渡先に最適であるので、選定調書のとおり選定しております。価格につきましては、双方より希望額の提示があったので、双方の条件が満たされる妥当な額について聞き取りをしました。あっせん委員としても、収量、水利、圃場の形状などを聞き取りし、現在利用権設定により耕作している農業者へ配慮することを確認し、双方より了承を得るよう意見を述べました。あっせん会議の結果、双方納得したため、田は 10 アールあたり 500,000 円、畑は 10 アールあたり 200,000 円で合意に至りました。

以上、どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長 出席委員の報告が終わりました。
それでは質疑に入ります。所有権移転について質疑を求めます。

根本（光）委員 氏は自ら田を耕作していると思うのですが、なぜ利用権設定を結ばなければならぬのでしょうか。

事務局次長 氏の土地だった田と畑でございますけれども、合意解約の報告をご覧いただければわかりますが、 氏が田を、 氏が畑を耕作しており、すでに今期の作付を始めてしまっておりました。そのため、両名の耕作はどうするのかという質問も会議の中でありましたので、今期のみ、令和 3 年の 3 月 31 日まで利用権の設定だけは継続するという条件を付けたものでございます。

議 長 ほかにありませんか。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め採決いたします。
原案のとおり確認し、意見を付すことに賛成の委員は挙手願ひます。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 116 号の所有権移転は、原案のとおり意見を付すことに決しました。

農用地利用集積計画 【利用権設定】

議 長 次に、議案第 116 号 農用地利用集積計画の意見を求める件についての利用権設定を審議いたします。

お諮りいたします。本案件につきましては、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。それでは、まず受付番号 59 番から 63 番までについて、一括して質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり確認し、意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 116 号の利用権設定については、原案のとおり意見を付すことに決しました。

以上で議案の審議を終わります。

【相続による農地の取得 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。

報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第 79 号から第 80 号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第 79 号につきましては、3 件の届出が提出されております。いずれも相続による農地の取得でございますので、内容については説明を省略したいと思います。

【合意解約について】

続きまして、報告第 80 号につきましては、2 件の合意解約書が提出されております。こちらにつきましては、先ほど議案の中でご説明した内容となりますので、説明を省略したいと思います。

説明は以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
質疑はありませんか。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理 以上をもちまして、第 31 回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。

《 14 : 00 終了》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 _____ 印

会議録署名人 _____ 印

会議録署名人 _____ 印